

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費および医療費通知～

## ● 高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額を後期高齢者医療制度および介護保険から支給します。なお、手続きには保険係窓口での申請が必要となります。

※ 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。また、支給額が500円以下の場合には支給されません

## ● 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の限度額
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一般	56万円
	住民税 区分Ⅱ ※1	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ ※2	19万円

・現役並み所得者：住民税の課税標準額が145万円以上の被保険者とその同一世帯にいる被保険者の方

・一般：住民税課税世帯で、「現役並み所得者」以外の方

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

## ● 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を希望される方へ送付しています。次回の発行は平成27年3月末(平成26年7～12月診療分)に行います。

※ 新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または保険係へご連絡ください。電話連絡のみで手続きができません

□すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方は、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません

□この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません

※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません

【お問い合わせ】 北海道後期高齢者医療広域連合 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1 または保険係 ☎ 2 1 2 1

## 70歳未満の国民健康保険加入者の高額療養費の自己負担限度額が変更になります

同一月内の医療費の自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっています。このたび、負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の制度が改正され、平成27年1月診療分から自己負担限度額が現行の3区分から5区分に細分化されます。これにより、所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳から74歳の方の自己負担限度額は変更ありません。

### ● 70歳未満の方の自己負担限度額(新旧比較表)

平成26年12月以前			平成27年1月以降		
区分	所得要件	限度額	区分	所得要件	限度額
上位所得者	旧ただし書所得 ※1 600万円超	150,000円+	ア	旧ただし書所得 ※1 901万円超	252,600円+
		(総医療費 - 500,000円) × 1% 〈83,400円〉 ※2			(総医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉 ※2
一般所得者	旧ただし書所得 ※1 600万円以下	80,100円+	イ	旧ただし書所得 ※1 600万円超～ 901万円以下	167,400円+
		(総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉 ※2			(総医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉 ※2
低所得者	住民税非課税	35,400円	ウ	旧ただし書所得 ※1 210万円超～ 600万円以下	80,100円+
		〈24,600円〉 ※2			(総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉 ※2
			エ	旧ただし書所得 ※1 210万円以下	57,600円 〈44,400円〉 ※2
			オ	住民税非課税	35,400円 〈24,600円〉 ※2

※1 旧ただし書き所得(国税の算定の基礎となる所得)とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です

※2 過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合の、4回目からの限度額です

【お問い合わせ】 保険係 ☎ 2 1 2 1